

告示

埼玉県告示第三百四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十四条第一項の規定により土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により公告する。

令和八年五月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 組合の名称
川島インターチェンジ南側地区土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
令和八年五月十二日から令和十二年九月三十日まで
- 三 施行地区
埼玉県比企郡川島町大字上伊草字宮前、字五反田、字後野、字天神、字壁ヶ谷戸の各一部。大字平沼字西及び字本村前の各一部。大字中山字蛭田の一部。大字飯島字榎戸の一部。
- 四 事務所の所在地
埼玉県比企郡川島町大字上伊草五百三十九番地十九
- 五 設立認可の年月日
令和八年五月十二日
- 六 事業年度
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法
組合事務所の掲示場及び川島町役場に掲示して行う。